

厚生労働省
東京労働局発表
平成25年8月16日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 岡田 直樹 主任監察監督官 本間 裕之 電話 03 - 3512 - 1612
----	---

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を 発生させた事業場に対する監督指導結果について ～90%の事業場に法令違反を指摘～

東京労働局（局長 伊岐 典子）は、管下18の労働基準監督署（支署）が平成24年度に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させ、労災申請が行われた事業場（以下「過労死等発生事業場」という。）に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

<平成24年度 過労死等発生事業場 監督指導結果概要>

1 監督指導実施事業場 93 事業場

詳細 業種別【表1】・規模別【表2】・被災労働者の従事業務別【表3】

実施事業場は、長時間労働等により脳・心臓疾患（脳出血、心筋梗塞等）や精神疾患（うつ病等）といった健康障害を発生させたとして、労働基準監督署長に対し、労災請求が行われた事業場

2 違反状況 84 事業場（全体の90%）に何らかの法令違反 【表4の1・2】

50 事業場には1ヶ月の時間外労働が100時間を超えるか、2ヶ月乃至6ヶ月の時間外労働が平均して月80時間を超える労働が認められた。

3 被災労働者に係る健康管理状況 【表5】

16 事業場：発症前1年間に健康診断を受診させていない

53 事業場：発症時、医師による面接指導等の制度がなかった

13 事業場：発症前受診の健康診断で何らかの所見が認められたのに、健康診断の事後措置を講じていなかった

被災労働者とは、過重労働による健康被害を受けた労働者をいう。

上記のとおり、本件監督指導事業場においては、労働関係法令違反の割合が90%と高く（ ）、かつ被災労働者に係る健康管理体制の不備が少なからず認められた。

平成24年の定期監督等における違反率 約72%

【今後の対応】

東京労働局においては、この結果を踏まえ、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、今後一層積極的に監督指導を行う。

また、東京労働局では、平成 25 年度においても「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号、平成 23 年 2 月 16 日基発第 0216 第 3 号で一部改正)等に基づき、

労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成 10 年告示)の遵守

長時間労働者に対する医師による面接指導実施の徹底

衛生管理体制の整備等の徹底

労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導

など重点的に対策を推進しているところである。

特に本年度においては、9 月を「過重労働重点監督月間」とし集中的に監督指導を実施するほか、平成 25 年 9 月 1 日(日)に、全国一斉で「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」(フリーダイヤル:0120-794-713)を実施し、過重労働や賃金不払残業などの相談を受け付けることとしている。

さらに、11 月 27 日には、「第 18 回 産業保健フォーラム Safe Work TOKYO 2013」(仮)(ティアラこうとう)を開催し、メンタルヘルス対策の講演等を実施する。また、全国労働衛生週間(10 月 1 日~7 日)等あらゆる機会をとらえ、過重労働による健康障害防止に係る周知啓発を行うこととしている。

【表 1】 業種別内訳

業 種	事業場数	比率 (%)	業 種	事業場数	比率 (%)
製 造 業	5	5	ソフトウェア・情報処理業	12	13
建 設 業	10	11	病院・介護施設	5	5
交通運輸業	14	15	飲 食 店	8	9
卸・小売業	10	11	ビルメンテナンス・清掃業	1	1
金融・広告業	8	9	労働者派遣業	6	6
映画・テレビ制作	5	5	警 備 業	7	8
通 信 業	1	1	そ の 他	1	1
			合 計	93	100

交通運輸業が最も多く 14 事業場、次いでソフトウェア・情報処理業の 12 事業場、建設業及び卸・小売業の 10 事業場の順となっている。

【表 2】 規模別内訳

規 模	事業場数	比率 (%)	規 模	事業場数	比率 (%)
10人未満	13	14	100~299人	18	19
10~49人	31	33	300~999人	12	13
50~99人	10	11	1,000人以上	9	10
			合 計	93	100

「10~49 人」が最も多く 31 事業場、次いで「100~299 人」の 18 事業場、「10 人未満」の 13 事業場、「300~999 人」の 12 事業場の順となっている。

【表3】被災労働者の従事業務別内訳

従 事 業 務 等						人数
被災労働者数						93
管理的な立場にあった者						14
一般労働者						79
自動車運転者	13	アシスタント	3	調理師		2
システムエンジニア	10	研究・開発職	3	デザイナー		1
経理・事務職	8	コンサルタント	2	荷役作業員		1
警備員	8	マーケティング・企画職	2	介護士		1
営業職	7	施設管理人	2	清掃員		1
販売員	5	設計・図面作成	2	配達員		1
編集者	4	設備保全職	2	労組職員		1

管理的な立場にあった者（労働基準法第41条の管理・監督者に該当しない管理職を含む。）は14人で、これらの役職にない一般労働者は79人であった。

一般労働者の従事する業務の内訳は、自動車運転者が13人で最も多く、次いでシステムエンジニア10人、経理・事務職及び警備員8人、営業職7人、販売員5人の順となっている。

【表4の1】法違反の状況（労働基準法関係）

労働基準法違反	違反事業場数	違反率（％）
労働時間（法32条1項2項）	67	72
割増賃金（法37条）	41	44
就業規則（法89条1項）	25	31
賃金台帳（法108条）	22	24
労働条件明示（法15条1項）	17	18
休日（法35条1項）	9	10
法令等の周知（法106条1項）	7	8

印は事業場規模10人以上に適用（対象事業場80）

法32条（労働時間）違反や、法37条（時間外手当等の未払）違反が上位となっており、不適切な労働時間管理が多く認められる。

・法32条違反 67事業場の内訳

違反内容		事業場数
法32条違反 合計		67
内 訳	時間外・休日労働に関する協定（以下「三六協定」という。）の届出なく時間外・休日労働を行わせていたもの	20
	三六協定により定められた延長することができる時間を超えて、時間外・休日労働をさせていたもの	25
	特別の事情が生じたときに限り三六協定により定められた時間外・休日労働する時間を延長することができ、その回数は協定により1年に6回と定められているものの、6回を超えて時間外・休日労働を行わせていたもの	22

本来、三六協定の締結は、労使双方が時間外・休日労働は最小限にとどめるべきものという認識に立った上で行われるものであるため、同協定の不適切な運用により違法な時間外・休日労働を行わせていたことは同協定締結の形骸化を意味し、労働時間管理上問題である。

・労働時間管理の状況

実施事項等		事業場数	比率 (%)
被災労働者の所属事業場数		93	
内 訳	労働時間の把握を行っていなかった	9	10
	労働時間の把握を行っている	84	90
	自己申告	42	45
	タイムカード	16	17
	IDカード	14	15
	これらの併用等	12	13

被災労働者について労働時間の把握を行っていなかった事業場は9事業場であった。一方、労働時間の把握を行っていた事業場における労働時間管理の手法は、自己申告によるものが42事業場で最も多く、次いでタイムカードによるものが16事業場、IDカードによるものが14事業場、これらの併用によるもの等が12事業場という順であった。
過重労働による健康障害を防ぐためには、事業主が労働者の労働時間を正確に把握し、労働者に過重な長時間労働をさせないようにする必要があります。

【表4の2】 法違反の状況（労働安全衛生法関係）

労働安全衛生法違反	違反事業場数	違反率 (%)
衛生管理者又は衛生推進者の選任	衛生管理者 8	16
(法12条 又は法12条の2)	衛生推進者 11	35
衛生委員会の設置(法18条1項)	11	22
定期健康診断(安衛則44条1項)	8	9
深夜業務従事者の健診(安衛則45条)	6	6
健康診断個人票の作成(安衛則51条)	4	4
産業医(法13条)	3	3

印は事業場規模10～49人に適用(対象事業場31)

印は事業場規模50人以上に適用(対象事業場49)

衛生推進者の選任及び衛生委員会の設置に関する違反が11事業場と最も多く、次いで衛生管理者の選任及び定期健康診断に関する違反が8事業場、深夜業務従事者の健診に関する違反が6事業場という順であり、衛生管理体制の不備が少なからず認められた。

【表5】被災労働者の発症前1年間の健康診断()及び事後措置の実施状況

採用後1年未満の者は雇入時の健康診断を含む

実施事項等		事業場数 もしくは人数	比率 (%)
被災労働者の所属事業場数		93	
内 訳	被災労働者に健康診断を受診させなかった	16	17
	被災労働者に健康診断を受診させた	77	83
	所見が認められなかった	45(人)	58
	所見が認められた	32(人)	42
	事後措置*1を講じた	19	59
	事後措置*1を講じなかった	13	41

被災労働者に対して、発症前の1年間に健康診断(採用後1年未満の者は雇入時の健康診断を含む)を受診させていなかった事業場は、監督指導を実施した93事業場のうち16事業場であった。

また、健康診断を受診した被災労働者77人中、何らかの所見が認められた者は32人であった。これから有所見者に対し、事後措置(*1)を講じた事業場は19事業場で、13事業場は講じていなかった。

時間外・休日労働の多い労働者に対しては1年に1回の法定の健康診断を実施するほかに、臨時の健康診断を実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置(*1)、保健指導等を確実に実施することが過重労働による健康障害を防ぐこととなる。

なお、過重労働による健康障害を発生させた時期に、医師による面接指導制度(*2)を導入していなかった事業場は53事業場(全体の57%)であった。

*1 有所見者に対する事後措置

医師等からの意見聴取

労働者の就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容に係る意見を聴取すること

勤務軽減措置

医師等の意見を勘案し、必要があると認められるときは、その労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を講じること

保健指導の実施

健康保持に努める必要がある労働者に、医師又は保健師による保健指導を実施すること

*2 医師による面接指導制度

事業者は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、医師による面接指導の実施、医師からの意見聴取、事後措置の実施が必要とされており、

時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者(申出による)については、面接指導の実施義務

時間外・休日労働が1月当たり80時間を超え、申出があった場合又は事業場が定めた基準に該当する場合(例えば1月100時間又は2~6か月平均で1月80時間を超える、1月45時間を超える者で健康への配慮が必要なもの等)については、面接指導等の努力義務

となっている。

【表6】 自主的な改善状況

改善した事項	事業場数	比率 (%)	改善した事項	事業場数	比率 (%)
労働時間の適正把握	21	45	衛生委員会活動の強化	3	6
長時間労働の抑制	21	45	保健指導	2	4
健康診断の実施	7	15	衛生委員会の設置	2	4
医師による面接指導	7	15	産業医活動の強化	2	4
医師等からの意見聴取	4	9	産業医の選任	1	2
勤務の軽減措置等	3	6	その他	1	2
(複数回答あり)	対47事業場				対47事業場

過重労働による健康障害を発生させた後、監督指導実施までに自主的な改善を行った事業場は47事業場(全体の51%)であった。

改善した事項については、労働時間の適正把握及び長時間労働の抑制が21事業場と最も多く、次いで健康診断の実施及び医師による面接指導の7事業場、医師等からの意見聴取の4事業場の順であった。